

水質管理目標設定項目の一部改正案を公表

厚生労働省



厚生労働省は、食品安全委員会の清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価の知見等に基づき、水質基準に関する省令等の一部改正案を公表し、意見募集を開始しました。

当社ニュースコンテナ「水質基準一部改正案を公表 厚生労働省」(No.350 発行 2008年7月10日)の通り、水質管理目標設定項目で 1,1-ジクロロエチレンの追加、トランス-1,2-ジクロロエチレンの削除以外に、以下のような改正案が公表されています。

- ・ アルミニウム及びその化合物を追加し、目標値をアルミニウムの量に関して 0.1 mg/l 以下とする
- ・ ジクロロアセトニトリルの目標値を現行の 0.04 mg/l 以下(暫定)から、0.01 mg/l 以下(暫定)に改める
- ・ 抱水クロラルの目標値を現行の 0.03 mg/l 以下(暫定)から 0.02 mg/l 以下(暫定)に改める
- ・ EPN(殺虫剤)に係る目標値を現行の 0.006 mg/l から 0.004 mg/l に改める
- ・ クロルピリホス(殺虫剤)に係る目標値を現行の 0.03 mg/l から 0.003 mg/l に改める

当社では「水」に関する分析で、35年以上の経験があります。飲料水はもとより、排水、浸出試験も検査が可能です。お困りのことがございましたら是非ご相談下さい。

資料 2008年6月13日付 厚生労働省発健第 0411004号
2008年6月13日付 厚生労働省 HP

クロマト分析箇所 木村俊